

免許番号 区第8号

漁場の位置 明石市松江から大久保町江井島に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 明石市林崎漁港西護岸北側基部

B 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度40.45分、東経134度54.61分）

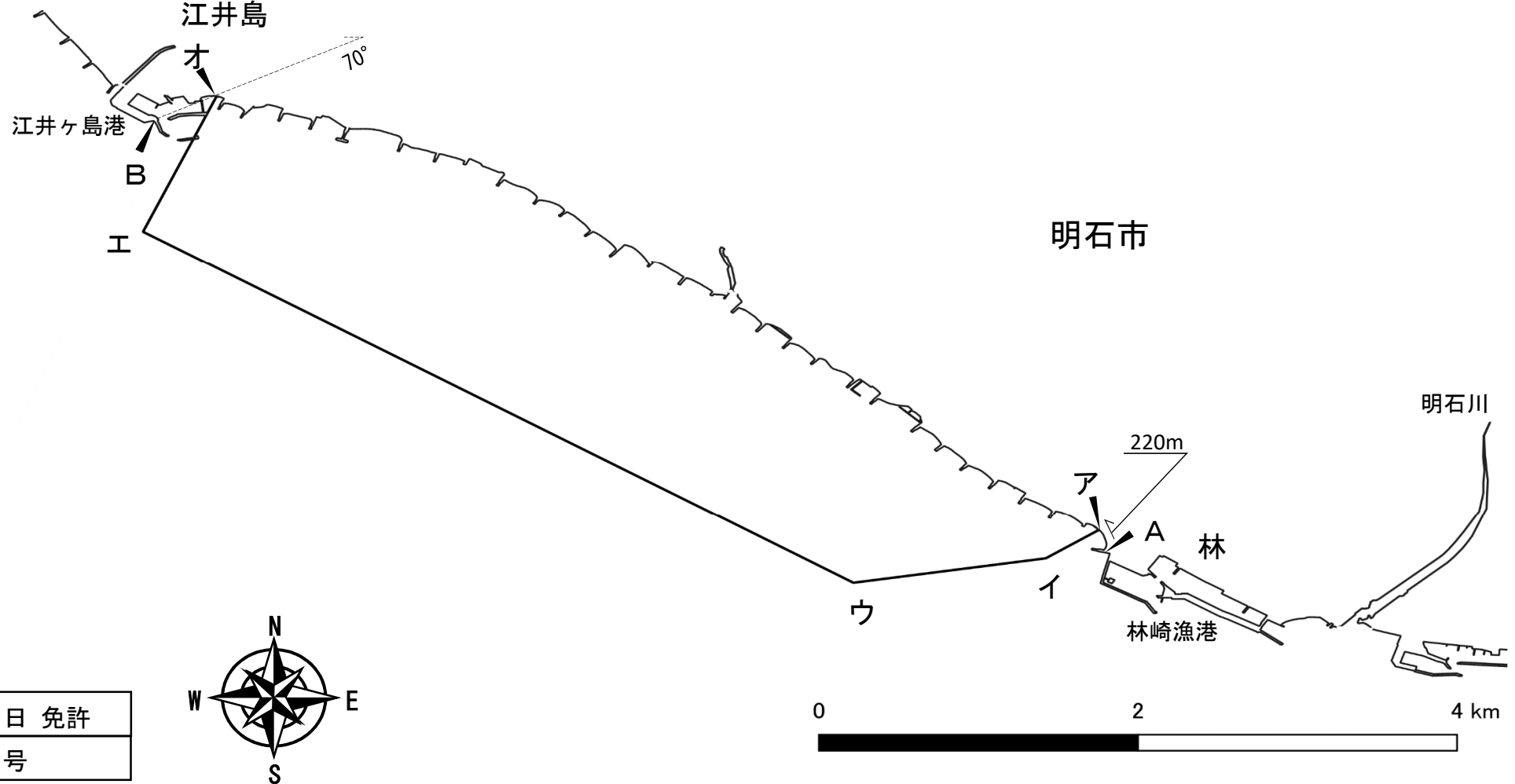
ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ220メートルの点

イ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分

ウ 北緯34度38.75分、東経134度56.96分

エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分

オ Bから70度の線と最大高潮時海岸線との交点



令和5年9月1日 免許
区第8号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類 主な漁獲物 漁業の時期	第1種区画漁業 のり・わかめ・こんぶ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日から6月30日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで、こんぶ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで					
	制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他2組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第8号		摘 要	

免許番号	区第8号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 明石市大久保町江井島418番地6 江井ヶ島漁業協同組合					